



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*3 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 1

### ○ 告示

71 平成30年和歌山県告示第343号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の廃止 (総務課)..... 4

\*72 昭和38年和歌山県告示第525号 (和歌山県鳥獣保護管理員設置規程) の一部改正 (環境生活総務課)..... 4

73 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 4

74 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 4

75 " ( " )..... 5

76 " ( " )..... 5

77 " ( " )..... 6

78 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 6

79 公共測量の終了 (技術調査課)..... 6

80 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 7

81 " ( " )..... 7

82 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 9

83 " ( " )..... 9

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害広告物に対する措置命令書) 第11条 条例第17条に規定する措置命令は、<u>別記第4号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(有害販売機等による凶書等の販売等の届出) 第12条 略 2 条例第18条第1項の規定による届出は、<u>別記第5号様式</u>により、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1)~(3) 略 3 条例第18条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、<u>別記第6号様式</u>により、<u>第2項第</u></p>	<p>(有害広告物に対する措置命令書) 第11条 条例第17条に規定する措置命令は、<u>別記第2号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(有害販売機等による凶書等の販売等の届出) 第12条 略 2 条例第18条第1項の規定による届出は、<u>別記第3号様式</u>による届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1)~(3) 略 3 条例第18条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、<u>別記第4号様式</u>による届出書に第</p>

1 号及び第 3 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して行わなければならない

4 条例第 18 条第 2 項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第 7 号様式により行わなければならない。

5 略

6 条例第 18 条第 3 項に規定する届出済証の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。

7 略

(夜間の興行等の指定等)

第 13 条 略

2 条例第 20 条第 3 項に規定する掲示は、午後 10 時以降にわたる興行又は営業が行われる日の午後 5 時から当該興行又は営業の終了するまでの間、別記第 9 号様式により行わなければならない。

(立入調査員の指定等)

第 20 条 略

2 条例第 31 条第 2 項に規定する規則で定める身分を示す証明書の様式は、別記第 10 号様式のとおりとする。

2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して行わなければならない。

4 条例第 18 条第 2 項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第 5 号様式による届出書により行わなければならない。

5 略

6 条例第 18 条第 3 項に規定する届出済証の様式は、別記第 6 号様式のとおりとする。

7 略

(夜間の興行等の指定等)

第 13 条 略

2 条例第 20 条第 3 項に規定する掲示は、午後 10 時以降にわたる興行又は営業が行われる日の午後 5 時から当該興行又は営業の終了するまでの間、別記第 7 号様式により行わなければならない。

(立入調査員の指定等)

第 20 条 略

2 条例第 31 条第 2 項に規定する規則で定める身分を示す証明書の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。

別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第13条関係)

和歌山県青少年健全育成条例により、午後十時から、翌日午前四時までの間は、十  
八歳未満の方の入場は固くお断りいたします。ただし、保護者が同伴する 年四月一  
日以前に生れた方を除きます。

100センチメートル以上

← 30センチメートル以上 →

備考

- 1 「年」には、当該年の前年4月2日から当該年の4月1日までの間に15歳に達する青少年の生まれ  
た日のうち最も遅い日の属する年を記入すること。
- 2 横書きにしても差し支えないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第71号

平成30年和歌山県告示第343号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第72号

和歌山県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県鳥獣保護管理員設置規程（昭和38年和歌山県告示第525号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任命) 第2条 略 2 保護管理員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、保護管理員が欠けた場合における当該保護管理員の後任者の任期は、当該保護管理員の残任期間とする。 3・4 略	(任命) 第2条 略 2 保護管理員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、保護管理員が欠けた場合における当該保護管理員の後任者の任期は、当該保護管理員の残任期間とする。 3・4 略

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県告示第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有田市	有田市箕島50番地	訪問看護	有田市立病院訪問看護ステーション	平成 31.1.1

和歌山県告示第74号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第75号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第76号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第77号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第79号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき由良町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 平成29年10月13日から平成30年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町全域

### 和歌山県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
山田（Ⅰ-747）、稲荷（Ⅰ-2261）、山田（2）（Ⅰ-2270）、山田（4）（Ⅰ-3733）、山田（101）（Ⅰ-40047）、山田新替（2）（Ⅱ-3050）、山田新替（3）（Ⅱ-3051）、山田北山（Ⅱ-3052）、山田稲荷（Ⅱ-3053）、山田中神（1）（Ⅱ-3054）、山田中神（2）（Ⅱ-3055）、山田神田（Ⅱ-3056）、山田岡原（2）（Ⅱ-3058）、山田岡原（3）（Ⅱ-3059）、山田垣内地（1）（Ⅱ-3060）、山田垣内地（2）（Ⅱ-3061）、山田垣内地（3）（Ⅱ-3062）、山田垣内地（5）（Ⅱ-3064）、山田垣内地（7）（Ⅱ-3066）、山田垣内地（8）（Ⅱ-3067）、山田垣内地（9）（Ⅱ-3068）、山田垣内地（12）（Ⅲ-1560）、山田垣内地（13）（Ⅲ-1561）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第81号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
奈良井川左支溪（5-390-1-020）、山谷川左支溪（5-390-2-059）、山谷川左支溪（5-390-2-060）、山谷川左支溪（5-390-2-061）、印南川右支溪（5-390-2-068）、印南川左支溪（5-390-2-070）、印南川左支溪（5-390-2-073）、印南川左支溪（5-390-2-074）、印南川支溪（5-390-2-075-1）、印南川支溪（5-390-2-075-2）、奈良井川右支溪（5-390-2-076）、奈良井川右支溪（5-390-2-077）、奈良井川右支溪（5-390-2-079）、奈良井川右支溪（5-390-2-080）、奈良井川右支溪（5-390-2-081）、奈良井川右支溪（5-390-2-082）、奈良井川右支溪（5-390-2-083）、奈良井川右支溪（5-390-2-084-1）、奈

良井川右支溪(5-390-2-084-2)、奈良井川左支溪(5-390-2-085)、奈良井川左支溪(5-390-2-087)、奈良井川左支溪(5-390-2-088)、奈良井川左支溪(5-390-2-089-1)、奈良井川左支溪(5-390-2-089-2)、印南川左支溪(5-390-2-090)、印南川右支溪(5-390-1-005-1)、印南川右支溪(5-390-1-005-2)、印南川右支溪(5-390-1-006)、柳畑川左支溪(5-390-1-014)、柳畑川左支溪(5-390-1-902)、印南川右支溪(5-390-1-903)、尻掛川左支溪(5-390-1-904)、尻掛川左支溪(5-390-2-008)、印南川右支溪(5-390-2-009)、印南川右支溪(5-390-2-010)、印南川右支溪(5-390-2-012)、柳畑川右支溪(5-390-2-029)、柳畑川右支溪(5-390-2-030)、柳畑川右支溪(5-390-2-031)、柳畑川左支溪(5-390-2-039)、柳畑川左支溪(5-390-2-040)、柳畑川左支溪(5-390-2-045)、柳畑川左支溪(5-390-2-046)、柳畑川左支溪(5-390-2-047)、山谷川右支溪(5-390-2-053)、山谷川左支溪(5-390-2-055)、山谷川左支溪(5-390-2-057)、尻掛川左支溪(5-390-2-901)、尻掛川右支溪(5-390-2-902)、小白河1(I-2294)、美里1(I-4093)、印南原中越(I-4097)、印南原西南畑(II-5032)、印南原小白河(II-5051)、印南原白河1(II-5053)、美里18(II-5054)、美里19(II-5055)、美里3(II-5058)、美里4(II-5060)、印南原白河2(II-5061)、美里5(II-5062)、美里6(II-5065)、美里7(II-5066)、美里9(II-5068)、印南原3(II-5073)、印南原4(II-5078)、印南原5(II-5079)、印南原奈良井10(II-5099)、印南原奈良井11(II-5100)、印南原奈良井12(II-5101)、印南原奈良井13(II-5105)、印南原奈良井14(II-5106)、印南原奈良井15(II-5125)、印南原20(III-2753)、印南原(101)(I-50209)、印南原(102)(II-50375)、印南原(103)(II-50376)、印南原(106)(II-50379)、印南原(107)(II-50380)、印南原(135)(II-50408)、印南原(158)(II-50430)、印南原(159)(II-50431)、印南原(160)(II-50432)、印南原(161)(II-50433)、印南原(162)(II-50434)、古井(I-4100)、印南原中越8(II-5104)、古井7(II-5114)、古井12(II-5123)、古井13(II-5124)、古井16(II-5129)、印南原奈良井16(II-5132)、印南原奈良井1(II-5138)、印南原滝ノ口1(II-5139)、印南原奈良井2(II-5140)、印南原奈良井3(II-5142)、印南原奈良井4(II-5143)、印南原奈良井17(II-5144)、印南原奈良井18(II-5145)、印南原奈良井6(II-5147)、印南原奈良井7(II-5148)、印南原滝ノ口2(II-5150)、印南原滝ノ口3(II-5151)、印南原滝ノ口4(II-5158)、印南原奈良井8(II-5163)、印南原奈良井9(II-5166)、印南原18(II-5168)、印南原19(II-5172)、印南原(150)(II-50422)、印南原(152)(II-50424)、印南原(153)(II-50425)、印南原(154)(II-50426)、印南原(155)(II-50427)、印南原(156)(II-50428)、印南原(157)(II-50429)、中越(I-1216)、南畑(I-2293)、印南原柳畑(I-4098)、印南原南畑1(II-5042)、印南原1(II-5059)、印南原2(II-5063)、印南原中越9(II-5071)、印南原境松(II-5080)、印南原中越1(II-5081)、印南原6(II-5083)、印南原中越2(II-5085)、印南原柳畑2(II-5088)、印南原中越4(II-5091)、印南原7(II-5092)、印南原8(II-5095)、印南原中越5(II-5097)、印南原中越6(II-5098)、印南原10(II-5136)、印南原11(II-5137)、印南原12(II-5141)、印南原14(II-5155)、印南原15(II-5164)、印南原16(II-5165)、印南原17(II-5167)、印南原(126)(II-50399)、印南原(127)(II-50400)、印南原(128)(II-50401)、印南原(129)(II-50402)、印南原(130)(II-50403)、印南原(131)(II-50404)、印南原(132)(II-50405)、印南原(133)(II-50406)、印南原(149)(I-50210)、印南原(136)(I-50214)、印南原(108)(II-50381)、印南原(110)(II-50383)、印南原(111)(II-50384)、印南原(112)(II-50385)、印南原(113)(II-50386)、印南原(114)(II-50387)、印南原(115)(II-50388)、印南原(116)(II-50389)、印南原(117)(II-50390)、印南原(118)(II-50391)、印南原(119)(II-50392)、印南原(120)(II-50393)、印南原(121)(II-50394)、印南原(122)(II-50395)、印南原(123)(II-50396)、印南原(124)(II-50397)、印南原(125)(II-50398)、印南原(134)(II-50407)、印南原(137)(II-50410)、印南原(138)(II-50411)、印南原(139)(II-50412)、印南原(140)(II-50413)、印南原(141)(II-50414)、印南原(142)(II-50415)、印南原(143)(II-50416)、印南原(144)(II-50



417)、印南原(146)(Ⅱ-50419)、印南原(147)(Ⅱ-50420)、印南原(148)(Ⅱ-50421)、印南原(163)(Ⅱ-50471)、印南原(164)(Ⅱ-50472)、印南原(165)(Ⅱ-50473)、印南原(166)(Ⅱ-50474)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

印南川左支溪(5-390-2-072)、奈良井川右支溪(5-390-2-078)、柳畑川左支溪(5-390-2-041)、柳畑川左支溪(5-390-2-042)、山谷川右支溪(5-390-2-050)、山谷川右支溪(5-390-2-051)、山谷川右支溪(5-390-2-052)、柳畑川左支溪(5-390-2-903)、印南原(104)(Ⅱ-50377)、印南原(151)(Ⅱ-50423)、印南原(109)(Ⅱ-50382)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第82号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成31年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3457	紀の川市東国分字宮毛742番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 31.1.9	6.00	29.58

和歌山県告示第83号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成31年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3465	新宮市新宮字広角2596番1の一部、2596番3の一部、2	新宮市佐野一丁目11番49号 堅田幹雄	平成 31.1.9	5.00 }	37.90

596番4の一部、2596番5の 一部			6.00	
------------------------	--	--	------	--